

令和6年第3回 北海道議会定例会 予算特別委員会（総括質疑） 開催状況

開催年月日 令和6年10月2日（水）

質問者 日本共産党 真下 紀子 議員

答弁者 知事 鈴木 直道

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>一 妊産婦安心出産支援事業について</p> <p>（一） 出産をめぐる状況と妊産婦安心出産支援事業の政策効果について</p> <p>道内には出産可能な医療機関がある自治体は27に減り、そのうち経産婦のみは3自治体と、産めない深刻さが増えています。2000年から道は妊産婦安心出産支援事業を創設し、交通費・宿泊費助成を行ってきましたが、助成対象は減っています。知事は出産をめぐる現状とこの事業の政策効果をどう認識しているのかまず伺います。</p> <p>仰るとおりだと思います。</p> <p>（二） 助成の拡充について</p> <p>昨今は交通費も宿泊費も高くなっており、実勢価格を反映した補助額に改善すべきと考えます。道職員等の場合、旅費は実費支給できるよう調整できます。今年から国も出産に際して宿泊費助成を開始し、道はこれを活用して、5泊から14泊まで拡充しています。分科会で確認した2023年度の申請数は延べ28泊にとどまっています。現行の定額支給を、実費支給や実費を基準額とした支給にしたとしても、必要な予算額はわずかだと考えます。利用件数も減少している中、地方に住む妊産婦が安心して出産し、子どもが無事に生まれてくるためにも、一層の拡充を求めます。利用状況の認識とともに、知事の英断を求めますが、いかがですか。</p>	<p>【知事】</p> <p>妊産婦安心出産支援事業の効果等についてであります。この事業は、平成12年度から、離島にお住まいの妊産婦の方を対象として開始したもので、産科医療機関の地域偏在が課題となる中、経済的負担や不安の軽減を目的として、平成28年度に、助成対象を身近な地域に分娩可能な機関がない妊産婦の方々に拡大し、道と市町村が連携して、健診や出産時の交通費や宿泊費の一部を助成するものです。</p> <p>出生数が減少する中、助成対象者数は減少傾向にあるものの、事業を実施する市町村数は、平成28年度の66市町村から、令和5年度には104市町村に増加しており、市町村から、本事業の実施により、妊産婦健診の受診回数が増えたとの声があるほか、国も今年度から、同様の事業を開始したこともあり、安心して子どもを産むことができる環境の整備に効果があるものと認識しています。</p> <p>【知事】</p> <p>妊産婦安心出産支援事業についてであります。産科医療機関の地域偏在が課題となる中、本事業は妊産婦が居住する地域に関わらず、安全・安心に出産でき、適切な医療サービスを受けられる環境を実現するため、重要な取組と認識しております。</p> <p>道としては、引き続き、周産期医療体制の確保に取り組むとともに、本事業について、今年度、国の事業に準じて、出産のための宿泊数の上限を、これまでの5日から14日までとするなどの拡充を図ったところであり、今後、制度の周知に努めるとともに、拡充後の事業の実施状況を把握し、事業の効果や課題、妊産婦の方々を取り巻く環境の変化も踏まえ、支援を実施する市町村の意見を伺うなどしながら、適切な事業運営に努め、安心して、安全に出産できる環境づくりに一層努めてまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(三) 宿泊税の対象除外について</p> <p>出産のための宿泊っていうのは観光目的ではなく、道による助成事業の対象、そして国も助成し始めています。特定目的税である宿泊税を、知事は命を生み出すための宿泊にまで課税するんでしょうか。補助事業の対象として、道も国も負担軽減を行っている宿泊にまで課税する根拠は何か伺いたいと思います。私は課税対象からは除外すべきと考えますけど、知事の見解お聞きします。</p>	<p>【知事】</p> <p>観光振興を目的とした新税における課税免除についてでありますけども、道が検討する新税では、税の原則である公平性の観点を踏まえ、すべての宿泊行為に課税することとしており、「新税の考え方」においては、快適でストレスの少ない滞在やわかりやすくスムーズな移動などを、新税を活用した施策により期待される効果のイメージとしてお示しをしているところであり、目的にかかわらず、宿泊者に受益があると考えられることから、ご負担をいただくこととしているところであります。</p>
<p>再(三) 宿泊税の対象除外について</p> <p>知事が公平性大事ということであれば、修学旅行等は公益性を理由に宿泊税が免除され、出産は受益があるとして課税する。同じ子ども施策なのに、この違いを設ける理由をご説明願います。</p>	<p>【知事】</p> <p>課税免除についてでありますけど、道が検討している新税では、宿泊目的にかかわらず、宿泊者の受益という点で関連性が整理できる施策に充当するという原則的なルールを示しており、税の原則である公平性の観点を踏まえ、原則としてすべての宿泊行為に課税することとしています。</p> <p>ただし、修学旅行等の学校行事に限っては、教育課程に公益性を認めるとともに、かつ宿泊の必要性について公的な証明が可能であること、加えて、実態として旅行会社が修学旅行等の手配や精算を担うことが多く、徴収事務を担う宿泊事業者の方々の現場のご負担が比較的少ないことなどを総合的に勘案して課税免除としたところでございます。</p>
<p>再々(三) 宿泊税の対象除外について</p> <p>28泊だけです。それがどうしてできないのか。そしてね、社会全体として子ども施策に取り組むことができるよう、子ども施策を総合的に推進することを目的に「こども基本法」が施行されたばかりです。新税に関する懇談会では、この新法を踏まえた議論っていうのはされておられません。この法の趣旨を踏まえて、今日の議会議論っていうのをですね、懇談会に伝えていただけますか。</p>	<p>【知事】</p> <p>観光を目的とした新税についてでありますけども、道が検討する新税では、税の原則である公平性の観点を踏まえ、すべての宿泊行為に課税することとしております。</p> <p>道といたしましては、新税を充当する原則的なルールのもと、目的にかかわらず、宿泊者に受益があると考えられることから、ご負担をいただくということとしているものであります。</p>
<p>(佐藤委員長)</p> <p>答弁漏れとのことなので、もう一度答弁をお願いします。</p> <p>ちゃんと懇談会に伝えてくださいね。伝えてください。</p>	<p>【知事】</p> <p>観光振興を目的とした新税についてでありますけども、道では新税の導入に向けましては、道民の皆様や市町村、事業者など、関係の皆様のご意見を丁寧に伺いながら、道議会での議論をいただき、検討を深めていくことが重要というふうに考えています。</p>